別紙様式2

介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャスノーフォレスト		
	名　称	株式会社スノーフォレスト		
主たる事務所の所在地	〒780-0942 高知県高知市南元町98番地			
	電話番号	088-825-0860	FAX番号	088-825-0860
事業所等の名称	フリガナ	デイサービスイコイノモリミソノチョウ	提供するサービス	地域密着型通所介護 第1号通所事業
	名　称	デイサービスいこいの森三園町		
事業所の所在地	〒780-0034 高知　都・道 府・県　高知市三園町207－1　エクセルハウス三園　1F			
	電話番号	088-854-5877	FAX番号	088-854-5877

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数　　特定加算（Ⅰ）（　　）事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。　　特定加算（Ⅱ）（　　）事業所

（1）　賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ ）
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ ）
③	最も上位のサービス提供体制強化加算等の取得状況	全事業所で取得有り　一部の事業所で取得有り　取得無し
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和1年10月～令和2年3月
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	145,367 円
⑥	賃金改善所要見込額（ⅰ－ⅱ）	154,916 円
	ⅰ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	17,280,290 円
	ⅱ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	17,125,374 円
⑦	経験・技能のある介護職員（❶）における平均賃金改善額（（ⅲ－ⅳ）／ⅴ）	35,010 円 ・ 2.7 人
	ⅲ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	6,333,679 円
	ⅳ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	6,239,152 円
	ⅴ）当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	2.7 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者（見込数）	0 人 】
⑧	他の介護職員（❷）における平均賃金改善額（（ⅵ－ⅶ）／ⅷ）	17,504 円 ・ 2.2 人
	ⅵ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	2,955,928 円
	ⅶ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	2,917,419 円
	ⅷ）当該事業所における他の介護職員の人数	2.2 人
⑨	その他の職種（❸）における平均賃金改善額（（ⅸ－ⅹ）／ⅺ）	8,752 円 ・ 2.5 人
	ⅸ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	7,990,683 円
	ⅹ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	7,968,803 円
	ⅺ）当該事業所におけるその他の職種の人数	2.5 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金（見込額）	2,891,400 円 】
⑩	賃金改善実施期間	R1年12月～R2年5月
	※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。）	
	※詳細は別紙に記載	

※　⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
※　⑥が⑤を上回らなければならないこと。
※　⑥ⅱ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

（2）職場環境等要件について

（※）太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず**全て**に〇をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。	
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ・ その他（　　）
労働環境・処遇の改善	・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ・ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（　　）
その他	・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 その他（　　）

（3）見える化要件について

（※）太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、〇をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に〇をつけること。	
ホームページへの掲載	・介護サービス情報公表システム」への掲載　／　予定 ・独自のホームページへの掲載　／　予定
その他の方法による掲示等	・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示　／　予定 ・その他（　　）

※　虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和1年8月30日　（法　人　名）株式会社スノーフォレスト
（代表者名）代表取締役　森　裕　　印

別紙様式2

介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャスノーフォレスト		
	名　称	株式会社スノーフォレスト		
主たる事務所の所在地	〒780-0942 高知県高知市南元町98番地			
	電話番号	088-825-0860	FAX番号	088-825-0860
事業所等の名称	フリガナ	デイサービスイコイノモリ	提供するサービス	通所介護【通常規模型】 第1号通所事業
	名　称	デイサービスいこいの森		
事業所の所在地	〒780-0935 高知　都・道 府・県　高知市旭町2丁目38－5			
	電話番号	088-872-6655	FAX番号	088-872-6655
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。			特定加算（Ⅰ）（　　）事業所 特定加算（Ⅱ）（　　）事業所	

（1）　賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算（　Ⅰ　Ⅱ　）	
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算（　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　）	
③	最も上位のサービス提供体制強化加算等の取得状況	全事業所で取得有り　一部の事業所で取得有り　取得無し	
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和1年10月～令和2年3月	
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額		202,848 円
⑥	賃金改善所要見込額（ⅰ－ⅱ）		212,373 円
	ⅰ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）		16,749,627 円
	ⅱ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額		16,537,254 円
⑦	経験・技能のある介護職員（❶）における平均賃金改善額（（ⅲ－ⅳ）／ⅴ）		48,000 円 ・ 2.7 人
	ⅲ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）		5,936,739 円
	ⅳ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額		5,807,139 円
	ⅴ）当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数		2.7 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者（見込数）		0 人 】
⑧	他の介護職員（❷）における平均賃金改善額（（ⅵ－ⅶ）／ⅷ）		23,999 円 ・ 2.2 人
	ⅵ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）		5,388,223 円
	ⅶ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額		5,335,425 円
	ⅷ）当該事業所における他の介護職員の人数		2.2 人
⑨	その他の職種（❸）における平均賃金改善額（（ⅸ－ⅹ）／ⅺ）		11,990 円 ・ 2.5 人
	ⅸ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）		5,424,665 円
	ⅹ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額		5,394,690 円
	ⅺ）当該事業所におけるその他の職種の人数		2.5 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金（見込額）		3,742,540 円 】
⑩	賃金改善実施期間	R1年12月～R2年5月	
	※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。		
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。）		
	※詳細は別紙に記載		

※　⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
※　⑥が⑤を上回らなければならないこと。
※　⑥ⅱ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

（2）職場環境等要件について

（※）太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず**全て**に〇をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。	
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ・ その他（　　）
労働環境・処遇の改善	・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ・ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（　　）
その他	・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 その他（　　）

（3）見える化要件について

（※）太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、〇をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に〇をつけること。	
ホームページへの掲載	・介護サービス情報公表システム」への掲載　／　予定 ・独自のホームページへの掲載　／　予定
その他の方法による掲示等	・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示　／　予定 ・その他（　　）

※　虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和1年8月30日　（法　人　名）株式会社スノーフォレスト
（代表者名）代表取締役　森　裕　　印

別紙様式2

介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャスノーフォレスト		
	名　称	株式会社スノーフォレスト		
主たる事務所の所在地	〒780-0942 高知県高知市南元町98番地			
	電話番号	088-825-0860	FAX番号	088-825-0860
事業所等の名称	フリガナ	グループホームイコイノモリフクイチョウ	提供するサービス	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	名　称	グループホームいこいの森福井町		
事業所の所在地	〒780-0965 高知　都・道 府・県　高知市福井町1432番1号			
	電話番号	088-855-9111	FAX番号	088-855-9111

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数　　特定加算（Ⅰ）（　　）事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。　　特定加算（Ⅱ）（　　）事業所

（1）　賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ ）
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ ）
③	最も上位のサービス提供体制強化加算等の取得状況	全事業所で取得有り　一部の事業所で取得有り　取得無し
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和1年10月～令和2年3月
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	892,306 円
⑥	賃金改善所要見込額（ⅰ－ⅱ）	897,853 円
	ⅰ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	42,181,367 円
	ⅱ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	41,283,514 円
⑦	経験・技能のある介護職員（❶）における平均賃金改善額（（ⅲ－ⅳ）／ⅴ）	74,511 円 ・ 7.7 人
	ⅲ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	29,112,059 円
	ⅳ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	28,538,324 円
	ⅴ）当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	7.7 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者（見込数）	1 人 】
⑧	他の介護職員（❷）における平均賃金改善額（（ⅵ－ⅶ）／ⅷ）	37,255 円 ・ 8.7 人
	ⅵ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	13,069,308 円
	ⅶ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	12,745,190 円
	ⅷ）当該事業所における他の介護職員の人数	8.7 人
⑨	その他の職種（❸）における平均賃金改善額（（ⅸ－ⅹ）／ⅺ）	0 円 ・ 0 人
	ⅸ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	0 円
	ⅹ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	0 円
	ⅺ）当該事業所におけるその他の職種の人数	0 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金（見込額）	0 円 】
⑩	賃金改善実施期間	R1年12月～R2年5月
	※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。）	
	※詳細は別紙に記載	

※　⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
※　⑥が⑤を上回らなければならないこと。
※　⑥ⅱ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

（2）職場環境等要件について

（※）太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず**全て**に〇をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。	
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ・ その他（　　）
労働環境・処遇の改善	・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ・ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（　　）
その他	・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 その他（　　）

（3）見える化要件について

（※）太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、〇をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に〇をつけること。	
ホームページへの掲載	・介護サービス情報公表システム」への掲載　／　予定 ・独自のホームページへの掲載　／　予定
その他の方法による掲示等	・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示　／　予定 ・その他（　　）

※　虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和1年8月30日　（法　人　名）株式会社スノーフォレスト
（代表者名）代表取締役　森　裕　　印

別紙様式2

介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャスノーフォレスト		
	名　称	株式会社スノーフォレスト		
主たる事務所の所在地	〒780-0942 高知県高知市南元町98番地			
	電話番号	088-825-0860	FAX番号	088-825-0860
事業所等の名称	フリガナ	グループホームイコイノモリ	提供するサービス	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	名　称	グループホームいこいの森		
事業所の所在地	〒780-0935 高知　都・道 府・県　高知市旭町2丁目38-5			
	電話番号	088-872-6647	FAX番号	088-872-6647

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数　　特定加算（Ⅰ）（　　）事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。　　特定加算（Ⅱ）（　　）事業所

（1）　賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ ）
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ ）
③	最も上位のサービス提供体制強化加算等の取得状況	全事業所で取得有り　一部の事業所で取得有り　取得無し
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和1年10月～令和2年3月
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	899,908 円
⑥	賃金改善所要見込額（ⅰ－ⅱ）	909,147 円
	ⅰ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	45,899,195 円
	ⅱ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	44,990,048 円
⑦	経験・技能のある介護職員（❶）における平均賃金改善額（（ⅲ－ⅳ）／ⅴ）	61,429 円 ・ 12.2 人
	ⅲ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	33,754,340 円
	ⅳ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	33,004,906 円
	ⅴ）当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	12.2 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者（見込数）	1 人 】
⑧	他の介護職員（❷）における平均賃金改善額（（ⅵ－ⅶ）／ⅷ）	30,714 円 ・ 5.2 人
	ⅵ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	12,144,855 円
	ⅶ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	11,985,142 円
	ⅷ）当該事業所における他の介護職員の人数	5.2 人
⑨	その他の職種（❸）における平均賃金改善額（（ⅸ－ⅹ）／ⅺ）	0 円 ・ 0 人
	ⅸ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	0 円
	ⅹ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	0 円
	ⅺ）当該事業所におけるその他の職種の人数	0 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金（見込額）	0 円 】
⑩	賃金改善実施期間	R1年12月～R2年5月
	※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。）	
	※詳細は別紙に記載	

※　⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
※　⑥が⑤を上回らなければならないこと。
※　⑥ⅱ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

（2）職場環境等要件について

（※）太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず**全て**に〇をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。	
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ・ その他（　　）
労働環境・処遇の改善	・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ・ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（　　）
その他	・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 その他（　　）

（3）見える化要件について

（※）太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、〇をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に〇をつけること。	
ホームページへの掲載	・介護サービス情報公表システム」への掲載　／　予定 ・独自のホームページへの掲載　／　予定
その他の方法による掲示等	・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示　／　予定 ・その他（　　）

※　虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和1年8月30日　（法　人　名）株式会社スノーフォレスト
（代表者名）代表取締役　森　裕　　印

特定処遇改善加算の概算手取り額について

①支給額は一定ではありません。※1

月々の介護報酬に加算率を乗じた額であることかつ勤務時間により支給額が変動することにより支給額は月ごとに変動します。また勤務時間や社会保険等の加入状況が個々により違うため支給金額に差異があります。

②社会保険料分は差し引かれます。※2

支払い義務のある方の健康保険・厚生年金・介護保険料・雇用保険・労災保険等の加算分の社会保険料は差し引かれます。

③常勤の方は平成 31 年 4 月からの昇給額分が差し引かれます。

昇給額は基本給で従来通り支給しますが、昇給額分を改善額としてみなしてよいことから、特定処遇改善加算分配額から差し引かれます。賞与支給時にあたっては賞与に含まれる昇給額分が特定処遇改善加算分配額から差し引かれます。

④最も支給率の高いグループに属するには「介護福祉士」は絶対条件です。

特定処遇改善加算は「経験・技能のある介護職員に重点化」するという点が、従来の処遇改善加算との違いになります。この「経験・技能のある介護職員」の定義は独自に設定することが可能ですが、厚生労働省および所轄官庁である介護保険課事業係の指導により絶対条件として「介護福祉士」であることを除外できません。故に支給率の高い（グループ A の平均賃金改善額はグループ B の平均賃金改善額の 2 倍以上である必要がある。）グループに属するには「介護福祉士」であることは絶対の条件です。

■令和 1 年 8 月の介護報酬を基にした手取り額概算一覧表：単位　円

	グループ A 介護福祉士の方で 5 年以上の介護経験	グループ B A 以外の介護職員
常勤	6,658	
準常勤（週 40H 勤務）	9,585~9,736	4,212~4,269
週 30 時間以上 40 時間未満	-	
週 20 時間以上 30 時間未満	8,470	4,094~4,096
週 20 時間未満	-	2,182

※１※２　従来の処遇改善加算も同様です。

■常勤以外の方の処遇改善加算および特定処遇改善加算を時給換算した事例（R1. 8 月実績）

＜グループ A の方：介護福祉士で 5 年以上の介護経験＞

時給ベース UP 換算＝42,957 円（処遇＋特定処遇）÷138 時間＝時給 311 円

時給 800 円の場合→800＋311＝1,111 円

＜グループ B の方：グループ A 以外の介護職員＞

時給ベース UP 換算＝37,118 円（処遇＋特定処遇）÷136 時間＝時給 250 円

時給 800 円の場合→800＋250＝1,050 円